

(一社) 日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会  
第 76 回 PLM 分科会 (P14SC) 議事録

1. 日 時 2025 年 10 月 21 日 (火) 13:30～16:30
2. 場 所 Web開催 (Webex)
3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 村上 (主査)、端 (副主査)、伊藤 (幹事)、一森、稻垣、大木、後藤、近藤、佐伯、佐藤、清水、鈴木、仙名、中川、野津 (田原代理)、野村、藤丸、松藤、望月、山上、遊佐、吉成  
(22 名)

(欠席委員) 新井、織田、橋高、渡邊 (4 名)

(當時参加者) 上野、沖田、桂、櫛崎、後藤、杉野、柘植
4. 配布資料

P14SC76-1 第75回PLM分科会議事録案  
P14SC76-2 人事  
P14SC76-3-1-1 PLM実施基準202X年版 (本格改定) 案の専門部会中間報告意見募集結果  
P14SC76-3-1-2 PLM実施基準202X年版 (本格改定) 案の専門部会中間報告意見対応案  
P14SC76-3-1-3 標準委員会への中間報告案  
P14SC76-3-1-4 高経年化対策実施基準 : 202X案  
P14SC76-3-2 PLM実施基準本格改定課題管理表  
P14SC76-3-3 経年劣化メカニズムまとめ表の確認依頼案  
P14SC76-3-4-1 産業界のIGALLギャップ評価に関する説明資料  
P14SC76-3-4-2 ギャップ評価結果\_AMP TLAA一覧  
P14SC76-3-4-3 AMP TLAA改定分調査ファイル  
P14SC76-3-4-4 AMP TLAA新規調査ファイル  
P14SC76-3-4-5 本格改定の分担案  
P14SC76-4 米国SLRに関する技術情報

参考資料

- P14SC76-参考1 PLM実施基準改定スケジュール  
P14SC76-参考2 第72回システム安全専門部会議事録 (案)  
P14SC76-参考3 標準委員会における倫理教育 (2025年度)

## 5. 議事

出席委員は 22 名で定足数を満足している旨確認した。

### (1) 前回議事録確認 (P14SC76-1)

第 75 回 PLM 分科会議事録案が紹介され、承認された。

また、参考として第 72 回システム安全専門部会議事録案 (P14SC76-参考 2) も紹介された。システム安全専門部会の審議を受けて、PLM 実施基準本格改定のスケジュールが後倒しとなり、順調に進んだ場合の制定見込みが 2026 年 9 月から 2027 年 3 月となることが報告された。

### (2) 人事 (P14SC76-2)

#### ・常時参加登録

西田氏（九州電力）、桂氏（中部電力）の常時参加登録が承認された。

#### ・常時参加解除

安部氏（九州電力）、田村氏（東京都市大学）の常時参加解除が報告された。

#### ・幹事の指名

主査と副主査が協議の結果、新幹事として伊藤委員が指名されたことが報告された。

#### ・専門部会代表者の選任

幹事交代に伴い、伊藤幹事を分科会代表者として選任し、部会の委員に推薦することが承認された。

### (3) PLM実施基準本格改定

○PLM実施基準202X年版（本格改定）案の専門部会中間報告意見対応案、標準委員会への中間報告案について (P14SC76-3-1-1～4)

PLM実施基準202X年版（本格改定）案の専門部会中間報告意見対応案及び標準委員会への中間報告案について報告され、以下の質問と回答があった。

Q：まえがきの記載が本文7.3.3.3の健全性評価の内容と異なる箇所があるので、修正した方が良いのではないか？

A：まえがきを本文の記載に合わせて、修正する。

Q：本文7.3.3.3の健全性評価で運転開始後50年時点では80年評価を要求事項としているが、高浜2号長期施設管理計画では50年時点で70年評価を実施しており、評価対象期間を80年から70年に短縮したことになるが、「評価の保守性を考慮することを前提として、」の記載で、評価対象期間の短縮に保守性を考慮することに違和感がある。本記載は必要なのか？

A：高浜2号の現状の運転期間は60年であり、本文7.3.3.3の健全性評価に記載の「経営計画」の観点から評価対象期間を80年から60年に短縮するところを、「評価の保守性を考慮することを前提として、」60年から70年に延長している。ただ、後続のプラントでは高浜2号の例は当てはまらない可能性がある。評価対象期間の短縮と延長に対応する記載が混在しており、誤解を招くので「評価の保守

性を考慮することを前提として、」の記載は削除し、本文7.3.3.3の健全性評価の評価対象期間の短縮と延長に関する記載を適切に見直す。

Q：本文7.3.3.3の健全性評価で「原子炉の運転を開始した日以降40年を経過する日から10年を超えない日までに」再評価することが記載されているが、この記載だと50年目のみ評価するように見える。実際は60年目以降の評価も実施することから、本文9の高経年化対策検討の再評価の「原子炉の運転を開始した日以降30年を経過する日から10年を超えない日ごとまでに」と同様の表現に変更した方が良いのではないか？

A：50年目以降の評価についても、10年ごとに実施することが分かるように記載を修正する。

Q：中間報告案の「改定のポイント」には、評価対象期間の短縮と延長に関する考え方の記載がないため追記した方が良いのではないか？

A：追記する。

Q：今後長期施設管理計画を申請するプラントも高浜2号に倣い、運転開始後50年目の評価は70年評価とすることが想定されており、学会標準では80年評価が要求される中で、評価対象期間を要求より短縮する理由の説明が難しくなる。運転開始後50年目の評価は60年を評価対象期間とした上で、長期的な運用の見通しを得る等の理由から評価対象期間を70年等に延長しても良いとする評価対象期間の延長に関する規定を設けるほうが説明性が良いと思う。

A：本方針で、本文7.3.3.3の健全性評価の記載を修正する。

上記の質問と回答を踏まえて、中間報告案及び標準原案を修正し、メールにて委員・常時参加者に確認した上で、システム安全専門部会へ報告を行うことが承認された。

#### ○PLM実施基準本格改定課題管理表について (P14SC76-3-2)

PLM実施基準本格改定の検討課題の状況が報告された。

#### ○経年劣化メカニズムまとめ表の確認依頼について (P14SC76-3-3)

本格改定のスケジュールが後倒しとなったことで、女川2号、高浜2号の高経年化技術評価書の情報を経年劣化メカニズムまとめ表に反映することとなり、新たなスケジュール案が説明された。2026年5月のシステム安全専門部会での本報告までに経年劣化メカニズムまとめ表への反映を完了できるように、進めていくこととなった。

#### ○IGALLギャップ評価について (P14SC76-3-4-1～5)

佐伯委員より、ATENA経年劣化事象知見拡充WGにて実施したIGALLギャップ評価の結果について報告された。最新のPLM実施基準本格改定の分担案に従って、各グループでギャップ評価結果を確認し、実施基準への改定要否を検討することとなった。

(4) SLRに関する技術情報のハイライト (P14SC76-4)

最新の米国SLRの動向について、後藤常時参加者より報告があり、現状でPLM実施基準へ早急に反映が必要な事項がないことを確認した。

6. その他

PLM 実施基準改定のスケジュールが報告され、追補 1 で経年劣化メカニズムまとめ表に反映予定であった、女川 2 号、高浜 2 号の高経年化技術評価書の知見は本格改定にて反映することとなったことが報告された。

次回分科会は 2026 年 1 月に対面と Web のハイブリッドで実施することとなり、後日日程調整を行うこととなった。

以上